



取引適正化に向けた取組について

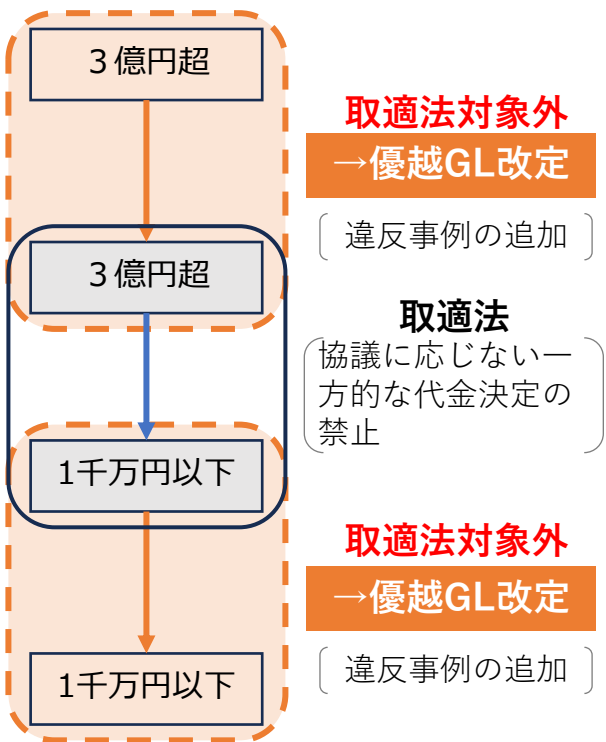
令和 8 年 6 月
公正取引委員会

サプライチェーン全体での価格転嫁・取引適正化の推進に向けた対応

- 適切な価格転嫁・取引適正化をサプライチェーン全体で定着させていくためには、取適法の対象となる取引に限らず、**サプライチェーン全体における取引の実態や商慣行にも広く目を向け、実効的な取組を進めていくことが不可欠。**
- そのため、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化、物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応、**に向けて優越的地位の濫用に対する規制を整備。**

【価格転嫁】

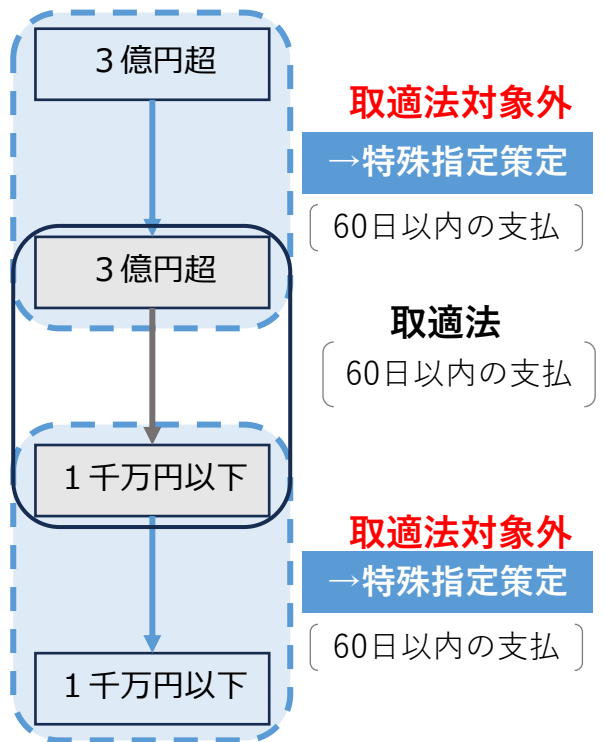
6月公表予定



GL…ガイドライン

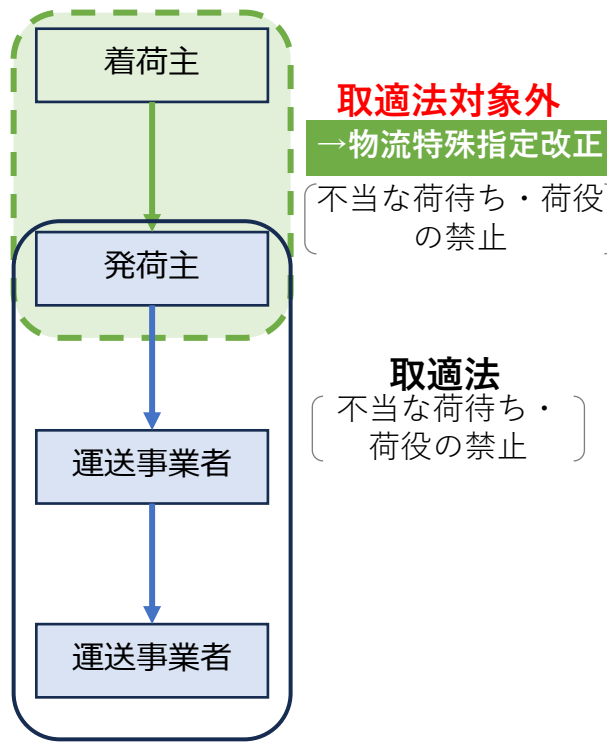
【支払条件】

令和9年4月施行予定



【物流】

令和9年4月施行予定



・ ・ 取適法対象取引

指針の目的・経緯

目的：知的財産権等の取引環境の整備によるイノベーションを促進するため、「知的財産権の譲渡対価の一方的な設定」など、取引の中で行われる知的財産権等の不当な吸い上げについて、**独占禁止法上の考え方や、適切な取引を実施する上での対応策等**を示す。

経緯：幅広い業種を対象にした実態調査と有識者を招き開催した、「知的財産取引適正化ワーキンググループ」（令和7年8月～令和8年2月）における議論を踏まえ本指針を取りまとめた。

指針のポイント

- ①**知的財産権等（知的財産権のほか、権利化されていないノウハウやデータ）の取引全般を対象**
- ②**独占禁止法（優越的地位の濫用）等の考え方を提示（約70事例）するに加え、特許庁・中企庁と連携し、適切な知財取引に向けた基本的な考え方やその実践例（約50事例）、契約書ひな形を提示**
- ③**様々な対価設定方法（レベニューシェア等）や設定の在り方（成果物の工賃と知的財産権等の対価の区分等）を提示**
- ④**活用可能な相談窓口や体制を幅広く紹介**

主な指針の内容

- ・ 知的財産権等の価値の適切な評価や秘密保持契約（NDA）による情報管理に中心的に言及。
- ・ 各項目について、基本的な考え方・独占禁止法上の考え方・実践例を示す。
- 知的財産権等の価値の適切な評価の記載（概要）
 - ・ 適切な価値評価に向け、知的財産権等を適切に評価し、対価を決定することの必要性、レベニューシェア方式など複数の選択肢の存在に言及。
 - ・ 知的財産権等の価値評価手法（コスト・アプローチやインカム・アプローチ等）などを紹介。
 - ・ 譲渡対価の一方的な設定など、独禁法違反の可能性を指摘した上、未然防止のための十分な協議の必要性に言及。
 - ・ 著作権に対価を付けてもらうための取組や様々な対価設定方法など、実態調査等で確認した実践例を紹介

策定後の対応

指針等の周知・広報に積極的に取り組む。また、**モニタリング・フォローアップ**を目的とした取引実態の調査をし、調査結果を公表するとともに注意喚起を実施。独禁法・取適法上の問題となる事案があれば、**厳正かつ機動的に対処**。